

医療施設等に係る 避難確保計画作成の手引き (土砂災害編)

宇都宮市行政経営部

危機管理課

この手引きは、土砂災害防止法（昭和12年法律第57号）に基づき作成する、土砂災害のおそれがある場合の避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。

各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成する必要がある。

本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、非常災害対策計画、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「土砂災害のおそれがある場合の避難確保計画」の項目を追加することでも可能である。

避難確保計画の作成にあたっては、宇都宮市が作成する「土砂災害ハザードマップ」「わが家の防災マニュアル」を基に、情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を定め、不明な点については避難確保計画の報告先である宇都宮市に確認を行う。

—目次—

1. 計画の構成	1
2. 計画の目的・報告	3
3. 計画の適用範囲	3
4. 防災体制	4
5. 情報収集及び伝達	7
6. 避難誘導	10
7. 避難の確保を図るための施設の整備	13
8. 防災教育及び訓練の実施	14

1. 計画の構成

《記載例》

<目次>

1. 計画の目的・報告
2. 計画の適用範囲
3. 防災体制
4. 情報収集及び伝達
5. 避難誘導：
6. 避難の確保を図るための施設の整備
7. 防災教育と訓練の実施

《解説及び留意事項》

- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域については、宇都宮市で配布している「土砂災害ハザードマップ」を参照のこと。
- また、ハザードマップは以下の宇都宮市ホームページでも公開している。
<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/anshin/bosai/1003241.html>

[土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）]

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、県知事が指定した区域。

[土砂災害警戒区域（イエローゾーン）]

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域として、県知事が指定した区域。

- なお、避難確保計画の作成や訓練に関する事項は、土砂災害防止法第8条の2に定められている。

《土砂災害防止法》

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3、4 略
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

2. 計画の目的・報告

《記載例》

- この計画は、土砂災害防止法8条の2の規定に基づき、「〇〇〇〇（施設名）」近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- 計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、土砂災害防止法第8条の2第2項の規定に基づき、遅滞なく、当該計画を宇都宮市長へ報告する。

《解説及び留意事項》

- 要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、土砂災害が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがある。要配慮者の確実な避難の確保を図るため、平成29年6月の土砂災害防止法改正で、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、訓練の実施が義務づけられた。

3. 計画の適用範囲

《記載例》

- この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

《解説及び留意事項》

- 施設の利用者や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要がある。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要である。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要がある。

4. 防災体制

《記載例》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意体制	・ 大雨警報(土砂災害)が発表された場合	・ 気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	・ 土砂災害警戒情報が発表された場合	・ 気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・ 使用する資器材の準備	避難誘導要員
		・ 保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
	・ 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員	
	・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令	・ 要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令 ・ 大雨特別警報(土砂災害)の発表	・ 施設全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

《解説及び留意事項》

- ▶ 土砂災害のおそれがある場合の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する要員を検討・記載する。

○ 活動内容

- ▶ 気象情報等の収集から避難誘導までの土砂災害のおそれがある場合における主な活動内容及びその順序について検討する。
- ▶ その際、施設利用者・児童の引き渡し等の比較的長時間を要する活動については、土砂災害発生前に避難を完了させる観点から、十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所で行うことが望ましい。

○ 体制の区分

- ▶ 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定するものとする。
- ▶ ただし、気象情報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要がある。

○ 体制確立の基準

- ▶ 避難指示等が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立することとする。

○ 対応要員

- ▶ 各活動を実施する要員を検討する。
- ▶ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要がある。
- ▶ 夜間や休日など、当該医療施設等の外にいる従業員等の非常参集にあたっては、ハザードマップ等を参考に、参集ルートについて土砂災害の危険のある場所を避けるなど、従業員の安全に配慮すること。

《用語の解説》

- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できる。

http://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/kuwa/ki_jun/index.html

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき 大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される
土砂災害警戒情報	大雨特別警報または大雨警報発表中に、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったとき

5. 情報収集及び伝達

《記載例》

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、宇都宮市登録制メール、宇都宮地方気象台HP、情報提供機関のウェブサイト等
土砂災害警戒情報	宇都宮市からの電話、宇都宮市登録制メール、とちぎ土砂災害警戒情報HP、情報提供機関のウェブサイト等
避難情報（警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」等）	宇都宮市からの連絡、テレビ、ラジオ、宇都宮市ホームページ、宇都宮市Twitter、緊急速報メール、宇都宮市登録制メール

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

《解説及び留意事項》

- 土砂災害防止法第8条第4項の規定に基づき宇都宮市地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、宇都宮市から当該施設の所有者又は管理者に対して、避難情報（避難指示等）が提供される。
- 大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要がある。
- 市からの避難情報は各施設あてに連絡されるが、停電等による不通も想定されることから、施設管理者等においては、登録型のメール配信サービス「宇都宮市登録制メール」にあらかじめ登録しておくことが望ましい。

<http://mobile.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

（下の二次元バーコードからも登録可能）



- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。
- 台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

《解説及び留意事項》

- 避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるかなど、あらかじめ確認しておくことが望ましい。
- また、土砂災害の前兆がないかなどについても注意する。
- ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要がある。

(2) 情報伝達

《記載例》

- 別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 入院（所）者を避難させる可能性がある場合には、別紙△「入院者家族緊急連絡先一覧表」に基づき、入院者の家族に対し、「今後の状況に応じ、●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- 入院（所）者を避難させる場合には、別紙△「入院者家族緊急連絡先一覧表」に基づき、入院者の家族に対し、「●●●●（避難場所）へ避難する。引き渡しは●●●●（避難場所）において行う。引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙△「入院者家族緊急連絡先一覧表」に基づき、入院者の家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要がある。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましい。
- 外来診療を中止する場合、他病院の受診について案内するなど、連携する医療機関とあらかじめ調整を行っておくことが望ましい。
- 入院者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難に混乱を来さないようにすることが重要である。なお、入院者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておくが良い。

6. 避難誘導

《記載例》

(1) 避難場所

- 土砂災害のおそれがある場合の避難場所は、「〇〇小学校」とする。
- 周辺の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

《解説及び留意事項》

- 避難場所については、原則として、土砂災害が及ばないと想定される場所（土砂災害警戒区域外）にある指定避難場所を記載するものとするが、施設が土砂災害特別警戒区域に含まれていない場合、建築物への被害が及ぶ可能性が低いことから、屋内安全確保（※）によることも妥当である。
- 移動が困難な要配慮者は、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」（※1）への避難や「屋内安全確保」（※2）がとれるよう、緊急度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保することが望ましい。
- ただし、屋内安全確保の場合には、土砂災害が発生した場合の孤立によって、水や食料、医薬品の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、カルテのバックアップ、消防機関等との連絡体制の確保、最低限必要な照明、医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、留意が必要である。
- 避難場所については、宇都宮市で配布している「わが家の防災マニュアル」で確認できるほか、宇都宮市のホームページでも確認することができる。
<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/anshin/bosai/1003234.html>

（※1）近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等（コンクリート造などの頑丈な建物の高層階）

（※2）屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動（上層階への垂直避難）

(2) 避難基準

- 基本的に、宇都宮市から警戒レベル3「高齢者等避難」の発令があった場合に避難等を開始する。
- 但し、次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、宇都宮市からの情報を待つことなく避難を開始する。なお、前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、宇都宮市（消防署等）に通報する。

- | | |
|----------------|----------------|
| ・ がけの表面に水が流れ出す | ・ がけから水が噴き出す。 |
| ・ 小石がパラパラと落ちる | ・ がけからの水が濁りだす |
| ・ がけの樹木が傾く | ・ 樹木の根の切れる音がする |
| ・ 樹木の倒れる音がする | ・ がけに割れ目が見える |
| ・ 斜面が膨らみだす | ・ 地鳴りがする |

(3) 避難経路

- 土砂災害のおそれがある場合の避難場所までの避難経路については、別紙〇「避難経路図」のとおりである。

《解説及び留意事項》

- ハザードマップには、避難経路となる道路の他、洪水による浸水想定深や土砂災害の危険箇所等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定する。
- 上層階等への屋内安全確保の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定する。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意する。
- 土砂災害ハザードマップは、宇都宮市から配布している他、宇都宮市のホームページからも閲覧することができる。
- <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/anshin/bosai/1003241.html>

(4) 避難誘導方法

- 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所（〇〇小学校）までの順路、道路状況について説明する。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

《解説及び留意事項》

- 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要がある。
- 避難誘導にあたっては、徒歩、護送（車いす）、担送（寝たきり）など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資機材の活用を含めた検討が必要である。
- 停電等によりエレベーターが停止すると、自力移動困難者の上階への避難が困難になることから、エレベーターの稼働時間内に避難ができるよう早めの避難を促す必要がある。
- 車での避難は、土砂災害や浸水箇所で動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要がある。
- また、夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光塗料を使ってルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫をすることが望ましい。
- 避難途中や避難後における利用者の体調の悪化や、避難にあたって特別な配慮が必要な利用者（感染症の患者等）に対する対応方法についてあらかじめ検討しておく必要がある。

7. 避難の確保を図るための施設の整備

《記載例》

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具 カルテのパックアップデート（紹介状、処方箋作成用）

《解説及び留意事項》

- ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄しておくものとする。
- 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資器材について検討し記載するものとする。

8. 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

《解説及び留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠である。
- 訓練や研修は年1回以上、定期的に行うことが望ましい。
- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとする。(ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、土砂災害のおそれがある場合の避難に関する研修を別途実施すること。)